



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第51号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(26)(職員課)..... 1
	現業職員就業規則の一部を改正する規則(27)(")..... 2
	鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則(28)(")..... 2

——— 公布された規則のあらまし ———

現業職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 現業職員の部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満(現行 1歳未満)に改めることとした。(第3条関係)
- 2 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第26号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～キ 略 ク 副看護局長 ケ 略</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～キ 略 ク 副看護部長 ケ 略</p>

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業)</p> <p>第3条 職員の部分休業（当該職員がその<u>3</u>歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第3条 職員の部分休業（当該職員がその<u>1</u>歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第28号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）院長、副院長、部長、 <u>次長及び室長（中央放射線室及び中央検査室の室長に限る。）</u> の職を占める職員とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）院長、副院長、部長 <u>及び次長</u> の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

